

## 認定臨床医の認定に関する内規

### (目的)

第1条 本内規は、認定臨床医制度に関する規則に基づき、日本リハビリテーション医学会認定臨床医（以下、認定臨床医という）になることを目標とする研修ならびに認定に関する手続きについて定めるものである。

### (資格)

第2条 認定臨床医として認定を受けられるものは、次の(1)、(2)及び(3)の規定を満たし、第4条に定める学会の行う試験に合格したものに限る。

- (1) 医師免許取得後5年以上及び学会加入後3年以上経過していること
- (2) 以下のいずれかの研修を行ったものであること
  - 1) 本医学会が認定した研修施設において1年以上の研修を修了したもの
  - 2) 別に定める指定の教育研修会を受講の上、指導医の推薦書を得たもの
- (3) 自らリハビリテーション医療を担当した10症例の臨床経過を各症例毎にまとめること

### (試験)

第3条 前条の(1)、(2)及び(3)に規定する審査に合格した者について試験を行う。試験は毎年1回施行する。試験方法は別に定める。

### (改廃)

第4条 本内規の改廃は、理事会の議を経て評議員会及び総会において承認を得るものとする。

### 附 則

本内規は、昭和62年6月27日より施行する。

昭和63年6月 2日より試行する。

平成 4年4月 1日より施行する。

平成18年7月22日より施行し、平成19年4月1日より適用する